

平成28年5月12日

各 位

会社名 大日本印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 北島 義俊
(コード番号 7912 東証第1部)
問合せ先 広報室長 田村 高顕
(TEL. 03-6735-0101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第122期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備えるとともに事業内容の明確化を図るため、第2条に定める事業目的の追加等を行うものです。
- (2) 経営に関する的確且つ迅速な意思決定を一層強化するため、第18条に定める取締役員数の見直しを行うものです。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も有用な人材を確保するため、第28条及び第37条の一部をそれぞれ変更するものです。なお、第28条の変更に関する議案の本総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p> }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) 美術工芸品、家具・装備品、日用雑貨品、食料品、医薬品、化粧品、化学工業製品、繊維品、紙・紙加工品、木製品及び金属製品の製造及び販売並びに一般燃料類の販売</p> <p>(9) } (省 略)</p> <p> }</p> <p>(29) }</p> <p>(30) <u>企業の採用・人事異動・福利厚生・研修等の人事に関する施策の企画、運営及びデータ処理の事務代行並びに経理事務代行サービス</u></p> <p>(31) } (省 略)</p> <p> }</p> <p>(39) }</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p> }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) 美術工芸品、家具・装備品、日用雑貨品、食料品、医薬品、<u>医薬部外品</u>、<u>化粧品</u>、<u>医療機器</u>、化学工業製品、繊維品、紙・紙加工品、木製品及び金属製品の製造及び販売並びに一般燃料類の販売</p> <p>(9) } (現行どおり)</p> <p> }</p> <p>(29) }</p> <p>(30) <u>企業のデータ処理等の事務代行及び経理事務代行サービス</u></p> <p>(31) } (現行どおり)</p> <p> }</p> <p>(39) }</p>
<p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>16</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定す</p>

<p>(監査役の責任免除) 第37条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>る額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日 (予定)

以 上